

(仮称) 奈良っ子はぐくみセーフティネットシステム
構築等業務

提案書作成要領

目 次

1	提案書等として提出する資料の種類	1
2	全般的な留意事項	1
3	提案書等作成上の留意事項	1
4	専門用語集提出上の留意事項	2

令和5年2月

奈良県文化・教育・くらし創造部
こども・女性局 女性活躍推進課

1 提案書等として提出する資料の種類

本入札に関して、以下の資料を提出すること。

- (1) 本入札にかかわる提案項目（以下、「提案書」という。）
- (2) 上記を補足する専門用語集（以下、「専門用語集」という。）

2 全般的な留意事項

- (1) 総合評価一般競争入札においては、入札者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、貴社の提案内容がわかるように考え方、根拠等具体的に記述すること。
- (2) 本入札の仕様書に記述した調達内容について、貴社が提案する全体の枠組み、基本的な考え方などを冒頭に簡潔に記述すること。
- (3) 本県の提示した内容と異なる場合については、特にその変更点を明確にするとともに、その背景、考え方等、提案の理由を明確に記述すること。
- (4) 「(仮称)奈良っ子はぐくみセーフティネットシステム構築等業務に係る提案書評価表」(以下、提案書評価表という。)に掲げる提案事項については、漏れなく提案書に記載するとともに、当該確認表の「提案書記載箇所」欄に記載頁等を記入すること。
- (5) 本業務契約書には、仕様書に加え、落札者の提案書の内容を綴じ込むため、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。

3 提案書等作成上の留意事項

- (1) 提案書の様式は、A4判用紙（再生紙）を使用し縦長横書き両面とすること（図面等は除く）。また、日本語で表記すること。表紙と目次、提案必須項目確認表を除き、ページ番号（連番）を付けること。
- (2) 図面等を除き、文字の大きさは、10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (3) 1部は製本し、社名を表紙に記載したうえ、本県の競争入札参加資格者名簿の登録申請に使用した印鑑を押印すること。提案者の担当部門及び責任者を明示すること。（これを「正本」と言う。）
- (4) 印を押さない提案書（これを「副本」と言う。）を10部作成すること。副本はファイルに綴じて提出すること。副本及び副本に添付する専門用語集は、会社名及び会社名を類推できる表現を入れないこと。ただし、用いるツールの製品名などについては、記載することを妨げない。
- (5) 提案必須項目確認表については、提案書の目次の後に綴じ込むこと。
- (6) 正本にのみ、類似契約実績が確認できる資料を提案書の後に添付すること。
- (7) 表題は「(仮称)奈良っ子はぐくみセーフティネットシステム構築等業務に係る提案書」とすること。
- (8) 「提案書評価表」(別紙)の分類に従い、全ての項目について言及すること。

- (9) 提案書に記載する詳細は、「提案書評価表」(別紙)を参照すること。
- (10) 提案書は、表紙と目次、提案必須項目確認表、類似契約実績が確認できる資料、専門用語集を除き、100 ページ以内に収めること。(図面等で A3 判用紙(再生紙)を使用した場合には、片面につき 2 ページと勘定する。)上記ページ数を超えた場合には、減点の対象となる場合があるので注意すること。
- (11) 正本にのみ、類似契約実績が確認できる資料を添付すること。
- (12) 本県評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。特に、提案内容が本書に則っていない場合には、採点しないこともあるので注意すること。
- (13) 本県の提示した「仕様書」の全面コピー及び「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、採点しないこともあるので注意すること。
入札参加者の提案内容が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

4 専門用語集提出上の留意事項

- (1) 提案書等を評価するにあたって参考とするので、専門用語集を提出すること。
- (2) 表題は「(仮称)奈良っ子はぐくみセーフティネットシステム構築等業務に係る専門用語集」とすること。
- (3) 専門用語集は、正本に添付する専門用語集 1 部、副本に添付する専門用語集 10 部作成すること。